

タイの特許ランドスケープ(2025年) —日本企業のための戦略的考察—



ガイ・オーンタナライ (Guy Ornthanalai)
GIP Thailand 代表
タイ弁理士

1. はじめに：戦略的転換期の知財システム

タイは、ここ数十年で最も包括的な知的財産改革を進めている。タイの政府当局、イノベーター、外国人投資家と密接に仕事をしてきた者として、著者はその明らかな変化を観察している。タイは、知的財産を単なる法的形式的なものとしてではなく、イノベーション戦略の基礎的な部分として捉えていると言ってよい。

特に自動車、エレクトロニクスなどに関連する日本企業にとって、発展するタイの知的財産エコシステムは、研究開発協力、ライセンス、技術主導などを通じて事業拡大の新たな機会を開くものとなる。そこでは、法改正が進み、その内容は改善され、迅速な手続き体制が整いつつある。そんな中、変化する制度をうまく使いこなすには、現地の見識と戦略的計画が必要となる。

2. 法整備の勢い：世界と協調する制度改革

最も重要な法整備は、知的財産局（DIP）が2024年後半に公開協議のために発表した特許法草案（2024年）である。この改正案は、現行の特許法より長さが約2倍になり、いくつかの画期的な条項を含んでいる。

- **審査期限の短縮**：実体審査の請求期間がタイ出願日より5年から3年に短縮される。これによって、タイの期間は世界標準に近づき、出願人の不確実性が軽減される（Tilleke & Gibbins, 2024）。
- **二重公開と異議申立**：タイは2つの公開段階を導入する予定である。1つは出願から18カ月後の最初の公開、もう1つは審査後の公開（公告）である。公告後は90日間の異議申し立て期間が設けられ、制度は欧州モデルに近づく（APAA, 2025年）。
- **新規性喪失の猶予期間**：12カ月のグレースピリオドにより、発明者は、出願前に行われる自身または第三者による、新規性の喪失をもたらす得る開示から保護される（Tilleke & Gibbins, 2024）。この保護は、イノベーション・コミュニティが長年要望してきたものであ